第八十二条の見出し中「課」を「課等」に改め、同条中「八課」の下に「及び参事官一人」を加える。

第九十条第一号中「都市安全課」の下に「及び参事官」を加え、同条第二号中「こと」の下に「（参事官の所掌に属するものを除く。）」を加え、第一章第二節第三款第五目中同条の次に次の一条を加える。

（参事官の職務）

第九十条の二　参事官は、令和九年に開催される国際園芸博覧会に関する事務をつかさどる。

第九十四条中第七号を削り、第八号を第七号とする。

第百二条第四号中「の施行」を「（平成十五年法律第七十七号）の施行」に改める。

第百十六条第一号中「に関すること（総務課の所掌に属するものを除く。）」を削り、「調整に関すること」の下に「（総務課及び市街地建築課の所掌に属するものを除く。）」を加える。

第百二十一条中第七号を第八号とし、第二号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二　住宅局の所掌事務に関する市街地における防災に関する総合的な政策の企画及び立案並びに調整に関すること。

第百二十一条の二第一号中「並びに除却する」を「、除却する」に改め、「売却」の下に「並びに当該マンションに係る敷地分割（マンションの建替え等の円滑化に関する法律第二条第一項第十一号に規定する敷地分割をいう。）」を加える。

第百三十条及び第百三十二条第一号中「安全・環境基準課」を「車両基準・国際課」に改める。

第百三十三条第四号から第七号までの規定中「安全・環境基準課」を「車両基準・国際課」に改め、同条第十号中「うち」の下に「、自動運転に関する」を加える。

第百三十七条（見出しを含む。）中「安全・環境基準課」を「車両基準・国際課」に改め、同条に次の一号を加える。

六　自動車局の所掌事務に係る国際機関及び外国の行政機関との連絡並びに国際協力に関すること（技術・環境政策課の所掌に属するものを除く。）。

第百六十四条第三項中「安全企画課」を「安全政策課」に、「運航安全課」を「無人航空機安全課」に改める。

第百七十三条（見出しを含む。）中「安全企画課」を「安全政策課」に改め、同条第二号を次のように改める。

二　航空機（無人航空機等（航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第二十二項に規定する無人航空機及び同法第八十七条第一項に規定する航空機をいう。第百七十五条において同じ。）を除く。以下この号から第四号まで及び第七号において同じ。）の安全の確保及び航空機の航行に起因する障害の防止並びに航空機の航行の安全の確保に関すること（交通管制部及び航空機安全課の所掌に属するものを除く。）。

第百七十三条中第六号を第九号とし、同条第五号中「（昭和二十七年法律第二百三十一号）」を削り、同号を同条第八号とし、同条第四号を同条第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七　運輸安全委員会の行う運輸安全委員会設置法第五条第一号及び第二号に規定する調査（航空機に係るものに限る。）に対する援助に関すること。

第百七十三条中第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三　航空機及びその装備品の修理及び改造（航空運送事業者又は航空機使用事業者の行う自家修理及びこれに準ずるものに限る。）に関すること。

四　航空機に係る航空従事者の教育及び養成並びに航空従事者に関する証明（第百七十五条第三号において「航空従事者教育等」という。）に関すること。

第百七十五条を次のように改める。

（無人航空機安全課の所掌事務）

第百七十五条　無人航空機安全課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　無人航空機等の安全の確保及び無人航空機等の航行に起因する障害の防止並びに無人航空機等の航行の安全の確保に関すること（交通管制部及び航空機安全課の所掌に属するものを除く。）。

二　無人航空機等及びその装備品の修理及び改造（航空運送事業者又は航空機使用事業者の行う自家修理及びこれに準ずるものに限る。）に関すること。

三　無人航空機等に係る航空従事者教育等に関すること。

四　運輸安全委員会の行う運輸安全委員会設置法第五条第一号及び第二号に規定する調査（無人航空機等に係るものに限る。）に対する援助に関すること。

第百七十六条第一号中「関すること（運航安全課の所掌に属するものを除く。）」を「係る技術上の基準の設定に関すること」に改め、同条第二号中「修理及び改造（航空運送事業者又は航空機使用事業者の行う自家修理及びこれに準ずるものに限る。）並びに」を削り、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二　航空機に係る型式証明に関すること。

第二百四十三条の三中第十七号を第二十号とし、第十六号を第十七号とし、同号の次に次の二号を加える。

十八　事故等調査（運輸安全委員会設置法第十五条第一項に規定する事故等調査をいう。以下この節において同じ。）の結果に基づく航空事故、鉄道事故及び船舶事故並びにこれらの事故の兆候の防止並びに航空事故、鉄道事故及び船舶事故が発生した場合における被害の軽減のため講ずべき施策又は措置についての国土交通大臣又は原因関係者に対する勧告に関すること。

十九　航空事故、鉄道事故及び船舶事故並びにこれらの事故の兆候の防止並びに航空事故、鉄道事故及び船舶事故が発生した場合における被害の軽減のため講ずべき施策についての国土交通大臣又は関係行政機関の長に対する意見に関すること。

第二百四十三条の三第十五号の次に次の一号を加える。

十六　委員会の所掌事務に関する資料及び情報の収集及び分析に関すること。

第二百四十三条の四第三号を削り、同条第四号中「（運輸安全委員会設置法第十五条第一項に規定する事故等調査をいう。以下この節において同じ。）」を削り、同号を同条第三号とし、同条中第五号を第四号とし、第六号及び第七号を削る。

附則第二条の表令和四年三月三十一日の項を削り、同表令和七年三月三十一日の項の次に次のように加える。

令和九年三月三十一日	特殊土壌地帯（特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）第二条第一項に規定する特殊土壌地帯をいう。以下同じ。）の災害の防除及び振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

附則第三条中「附則第十一条」を「附則第十二条」に改める。

附則第七条の表令和四年三月三十一日までの間の項を削り、同表令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間の項中「令和四年四月一日から」を削り、「及び山村振興対策分科会」を「、山村振興対策分科会及び特殊土壌地帯対策分科会」に改め、同表令和五年四月一日から令和七年三月三十一日までの間の項中「及び山村振興対策分科会」を「、山村振興対策分科会及び特殊土壌地帯対策分科会」に改め、同表に次のように加える。

令和七年四月一日から令和九年三月三十一日までの間	、豪雪地帯対策分科会及び特殊土壌地帯対策分科会